

【これは高知家庭裁判所安芸支部での取扱いです】

面談日の予約について

以下の手順にて申立手続を進めてください。

① 申立てセットに付属しているチェックリストを参考にして、必要書類をそろえてください。

② 必要書類がそろったら、申立書一式、収入印紙及び郵便切手と一緒に裁判所に提出してください。

※ 直接持参されても、郵送で提出されてもかまいません。郵送される場合は以下の宛先にお送りください。〒784-0003 高知県安芸市久世町9番25号 高知家庭裁判所安芸支部

※ 後日、申立人に電話連絡いたしますので、平日の昼間(午前8時30分から午後5時00分)に連絡の取れる電話番号(携帯電話又は固定電話)を必ず記載してください。

③ ②で提出された申立書類一式等を確認した上で、申立人及び後見人候補者に当庁にお越しいただく日(以下、「面談日」といいます。)を調整するため、後日、裁判所から申立人に電話連絡します。

※ 高知家庭裁判所安芸支部の電話番号は、0887-35-2065及び0887-35-4928です。いずれかの着信履歴が残っていた場合には、お手数ですが、折り返しご連絡ください。

※ 面談は、平日の午前9時00分から午後4時00分までの間(ただし、午後零時から午後1時までの間は除く。)の約1, 2時間程度を予定しています。

④ 面談日当日は、裁判所1階窓口へお越しください。

※ 当日は、鑑定料(必要な場合のみ)と印鑑をご持参ください。

※ 窓口で「成年後見の面談に来た」旨お伝えください。